明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線従事者規則の一部を改正する省令（総務七）　一
〔告　示〕
○無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件（総務三六）　一
○認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件の一部を改正する件（同三七）　二
○学校等の認定基準を定める件の一部を改正する件（同三八）　二
○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（同三九）　三
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（文部科学一三）　六
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同一四）　二
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同一五）　三
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同一六）　三
○専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した告示の一部を改正する告示（同一七）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件（同一八）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件（同一九）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件（同二〇）　三
○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件（同二一）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八三
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○総務省令第七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十一条第二項第二号の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　第二級アマチュア無線技士

別表第六号国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程の項の次に次のように加える。

第二級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	三十五時間以上
	法規	二十七時間以上

別表第七号国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程の項の次に次のように加える。

第二級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級アマチュア無線技士
	法規	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は第一級アマチュア無線技士

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

○総務省告示第三十六号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第十一号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百五十号（無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年二月十九日

総務大臣　山本　早苗

第三項第一号(五)ただし書中「第三級陸上特殊無線技士」の下に「、第二級アマチュア無線技士」を加え、同号(八)(1)の表中第一級陸上特殊無線技士の項の次に次のように加える。

第二級アマチュア無線技士	電波の性質	二十
	電気磁気	五
	電気回路	
	半導体及び電子管	
	電子回路	
	無線通信装置	六
	混信等	
	電波障害	
	空中線系	
	電波伝搬	
	整合	六
		一時間三十分